**平成２４年（フ）第２５７号**
高知県香南市野市町西野1783番地３　サンコート・レジデンス303号室
債務者　鼻知場麻由
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第２５９号**
高知市介良乙3106番地
債務者　上野　舞子
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第２７０号**
高知市加賀野井１丁目５番10号　東側
債務者　谷川　陽子
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第１５９７号**
札幌市東区北36条東27丁目２番12―703号、申立時の住所札幌市東区伏古４条２丁目５番20―403号
債務者　藤崎久美子（旧姓前原）
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１６７４号**
札幌市白石区中央２条６丁目12番15号　コーポハッピー102号、申立時の住所札幌市白石区菊水上町１条１丁目40番地１　サーム菊水参番館202号
債務者　菊地　寛次
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１７６３号**
札幌市厚別区もみじ台東１丁目１番１―408号
債務者　斉藤　ゆか
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１８２０号**
札幌市西区発寒２条２丁目４番20号　コーポカサイ102号
債務者　吉野　朋幸
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１９７号**
群馬県渋川市金井2850番地51
債務者　飯塚ひろみ
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２４年（フ）第２０１号**
群馬県前橋市昭和町３丁目10番21―201号　島崎マンション
債務者　田島　義將
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２４年（フ）第２０４号**
群馬県前橋市後家町52番地１　ラインハイムＤ―101号
債務者　栗原　淳夫
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２４年（フ）第２０５号**
群馬県佐波郡玉村町大字上之手2273番地４　原住宅
債務者　小林　重夫
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２４年（フ）第２１５号**
群馬県佐波郡玉村町大字下新田80番地19
債務者　須永久美子
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２４年（フ）第２２３号**
群馬県伊勢崎市境伊与久4099番地２
債務者　山田　智子
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２４年（フ）第２４１号**
群馬県佐波郡玉村町大字上之手1543番地１　ダイアパレス県立女子大前1202号
債務者　本多　敏明
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２４年（フ）第９６号**
群馬県安中市松井田町上増田2824番地２
債務者　亀倉　恵子
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２４年（フ）第７８８号**
千葉市花見川区長作台２丁目５番８号
債務者　伊藤　信之
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係